

## 女子美術大学ニケの会 賛助会員規約

(目的)

第1条 本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 ニケの会の会員だった者が子女の卒業後も引き続き本会の主旨に賛同し、本会を賛助するために入会した個人とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

(入会)

第4条 本会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し本会会長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員は1年単位とし、年度途中の入会であっても翌年3月31日に終わる。

(入会金、会費及び納入)

第5条

- ・入会費 なし
  - ・年会費 通信費として1,000円を徴収する。
- 会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。

(退会)

第6条 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

(特典利用)

第7条 会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本会からの会報誌、その他情報
- 2) 本会が主催する講演会等への参加
- 3) 本会のホームページのバナーの掲載及びリンク

(禁止事項)

第8条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、会長が不適切と判断する行為

(その他)

第9条 本会の責の帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を

与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

付則

この規約は、平成 25 年 6 月 2 日から施行する。